

2024年度 標準賃金

26,000円

1日の賃金と必要経費

① 実質手取賃金

21,000円

② 社会保障費

約3,500円

(健康保険、年金、労災保険、建退共)

③ 道具損料

約500円

(工具購入及び修理代)

④ 車両交通費

約1,000円

(車輛経費、燃料費)

働き方改革 残業時間の上限規制などが **2024年4月から** 建設業に全面適用

適切な能力評価で めざすは「建設業」の **給料・休日・希望** **現場**

新3K

〈給料〉 を上げる

能力評価に応じた賃金・労務費、法定福利費を確保した適正価格・単価で契約

〈休日〉 増の実現

収入を減らさず適正工期で休日増(週休2日)の早期実現へ

〈希望〉 が持てる業界へ

建設職人として自分のキャリアパスをえがけるように、就業履歴の蓄積・資格取得、収入増へ

必要経費	労働者本人が受け取るべき賃金 (≒労務単価)	法定福利費 (個人負担分) 15~16%	基本給相当額 (日額相当)	基準内手当 (日額相当)	臨時の給与の日額換算 (賞与等)	実物給与 (食事等)	含まれない手当等 (超過勤務手当等)
	この他に事業主が支払う人件費 (必要経費)	法定福利費 (事業主負担分) 約15~16%	労務管理費等	現場作業にかかる経費 (安全管理費等)			

(2021年国土交通省公表資料)

一人親方の
処遇改善
には

必要経費を含めた適正な報酬額(単価)で見積り・契約を

雇用されている(同種の)職人の賃金額と比較して上乗せさせるべき必要経費の例

- 社会保険料(国民健康保険、国民年金)
- 一人親方労災特別加入の保険料
- 建設業退職金共済の費用
- 持ち込む資材の費用、機材の償却費用等
- 安全衛生経費
- 交通費等
- その他必要経費等(熱中症や感染症対策の費用)

山形県建設労働組合連合会

〒990-0821 山形市北町3-1-7 TEL 023-666-7702 FAX 023-681-6607

UNION MEMBERS **職人技**

新築・リフォームは地元職人へ建設業で働くあなたを応援します